

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について平成15年4月30日までの申告又は処理による課税実績及び平成15年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料(アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

各酒類の基準アルコール分及び基準税率(1kl 当たり従量税率)は次のとおりである。

清 酒 …アルコール分15度……………140,500円	ウイスキー類…アルコール分40度 …409,000円
合成清酒 …アルコール分15度……………79,300円	スピリッツ類…アルコール分37度 …367,188円
しょうちゅう	リキュール類…アルコール分12度 …119,088円
…アルコール分25度……………248,100円	雑 酒
み り ん … アルコール分13.5度………21,600円	発 泡 酒 (麦芽 50%以上のもの) …222,000円
ビ ー ル…アルコール分に関係なく…222,000円	粉 末 酒……………320,500円
果実酒類	その他の雑酒…アルコール分12度………98,600円
果 実 酒…アルコール分に関係なく…56,500円	
甘味果実酒 …アルコール分12度……………98,600円	

2 統計表の収録一覧

統 計 表	分類方法	調 査 方 法							調査方法	
		課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売 (消費) 数 量	製 造 場 数	販 売 場 数	製 造 者 数		販 売 業 者 数
8-1 課税状況										
(1)課税状況	酒類の種類別	○	○							全数調査
(2)税務署別課税状況	”	○	○							”
8-2 免許場数										
(1)酒類の製造免許場数	酒類の種類別、製造数量別					○		○		”
(2)酒母及びもろみの製造場数	”					○				”
(3)みなし製造場数	酒類の種類別					○				”
(4)酒類販売業者数及び酒類販売免許場数	”						○		○	”
(5)税務署別免許場数	”					○			○	”
8-3 販売(消費)数量										
(1)酒類販売(消費)数量	”				○				○	”
(2)税務署別販売(消費)数量	”				○					”
8-4 酒類製成及び手持高	”			○						”